

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条（同法第66条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、審理員となるべき者の名簿を次のとおり定め、公表する。

令和3年度審理員となるべき者の名簿

（令和3年4月19日現在）

処分等の分類	所属部局	審理員となるべき者
総務部が所掌する事務に係る処分全般	総務部	財政課課長代理の職にある職員
		人事課長の職にある職員
		人事課課長代理の職にある職員
		行政経営課長の職にある職員
		税務課長の職にある職員
		税務課課長代理の職にある職員
		市町村課長の職にある職員
		財産管理課長の職にある職員
		工事検査課長の職にある職員
企画政策部が所掌する事務に係る処分全般	企画政策部	企画調整課課長代理の職にある職員
環境生活部が所掌する事務に係る処分全般	環境生活部	県民生活文化課長の職にある職員
		青少年・男女共同参画課長の職にある職員
		環境政策課長の職にある職員
		環境保全課長の職にある職員
		自然保護課長の職にある職員
健康福祉部が所掌する事務に係る処分全般	健康福祉部	健康福祉政策課長の職にある職員
		健康福祉政策課課長代理の職にある職員
		がん・生活習慣病対策課長の職にある職員
		がん・生活習慣病対策課課長代理の職にある職員
		医療薬務課長の職にある職員
		医療薬務課課長代理の職にある職員
		保健衛生課長の職にある職員
		保健衛生課課長代理の職にある職員

		高齢福祉保険課長の職にある職員
		高齢福祉保険課課長代理の職にある職員
		こどもみらい課長の職にある職員
		こどもみらい課課長代理の職にある職員
		障害福祉課長の職にある職員
		障害福祉課課長代理の職にある職員
商工労働部が所掌する 事務に係る処分全般	商工労働部	商工政策課課長代理の職にある職員
		地域産業課課長代理の職にある職員
		産業立地推進課課長代理の職にある職員
		新産業創造課課長代理の職にある職員
		労政・能力開発課課長代理の職にある職員
農林水産部が所掌する 事務に係る処分全般	農林水産部	農林水産政策課長の職にある職員
		農林水産政策課課長代理の職にある職員
		総合販売戦略課長の職にある職員
		総合販売戦略課課長代理の職にある職員
		食の安全・安心推進課長の職にある職員
		食の安全・安心推進課課長代理の職にある職員
		団体経営改善課長の職にある職員
		団体経営改善課課長代理の職にある職員
		構造政策課長の職にある職員
		構造政策課課長代理の職にある職員
		農産園芸課長の職にある職員
		農産園芸課課長代理の職にある職員
		りんご果樹課長の職にある職員
		りんご果樹課課長代理の職にある職員
		畜産課長の職にある職員
		畜産課課長代理の職にある職員
		林政課長の職にある職員
		林政課課長代理の職にある職員
		農村整備課長の職にある職員

		農村整備課課長代理の職にある職員
		水産振興課長の職にある職員
		水産振興課課長代理の職にある職員
		漁港漁場整備課長の職にある職員
		漁港漁場整備課課長代理の職にある職員
県土整備部が所掌する事務に係る処分全般	県土整備部	監理課長の職にある職員
		監理課主査（法規事務担当）の職にある職員
		整備企画課長の職にある職員
		整備企画課主幹（部内施策企画立案等担当）の職にある職員
危機管理局が所掌する事務に係る処分全般	危機管理局	防災危機管理課課長代理の職にある職員
観光国際戦略局が所掌する事務に係る処分全般	観光国際戦略局	観光企画課課長代理の職にある職員
エネルギー総合対策局が所掌する事務に係る処分全般	エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課課長代理の職にある職員
		原子力立地対策課長の職にある職員